

# 令和6年度田野畑村住民税非課税世帯等臨時特別給付金（3万円給付）について

## 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円** 18歳以下の子どもがいる場合は**1人につき2万円加算**して支給

## 支給の対象世帯

令和6年12月13日時点で田野畑村に住民登録があり、下記のいずれかに該当する世帯。

### 1. 令和6年度の住民税均等割が非課税の世帯[住民税非課税世帯]

※住民税課税者から税法上の扶養を受けている方のみで構成されている世帯を除く

### 2. 1に該当する世帯以外で、令和6年1月から12月までの間に予期せず家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯[家計急変世帯]

※負傷・疾病により離職や休職し就労が困難である場合や、自己の都合以外での離職や解雇があった場合などが対象です。くわしくはお問い合わせください。

## 支給申請方法

### ①「令和6年度田野畑村住民税非課税世帯等臨時特別給付金(3万円)支給通知書」が届いた世帯

▶ **申請不要。支給口座に変更が無い場合、令和7年3月10日(月)に支給します**

○対象と思われる世帯のうち、過去に同様の給付金の支給を受けたことがあり、該当要件や支給口座などに変更が無いと思われる世帯にお送りしています。

○受取口座の変更を希望する方・給付金を辞退したい方は**必ず令和7年2月25日(火)まで**に役場住民生活課(0194-34-2114)へご連絡ください。

### ②「令和6年度田野畑村住民税非課税世帯等臨時特別給付金(3万円)支給確認書」が届いた世帯

▶ **確認書の提出が必要です。同封の返信用封筒で確認書を返送してください**

○対象と思われる世帯のうち、過去に同様の給付金を受け取ったあとに世帯構成が変わり、該当要件や支給口座が確認できない世帯にお送りしています。

○村で口座情報が確認出来ない方や、代理人が申請する場合は、確認書のほかに添付書類の提出が必要です。(通帳、身分証明書のコピーなど)

### ③支給対象と思われるが上記①・②の書類が届かない世帯

▶ **申請書・その他添付書類の提出が必要です**

令和6年1月2日以降に転入した方(国外からの転入者を除く)や、未申告の方がいる世帯は申請が必要です。

### ④令和6年1月以降に予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)

▶ **申請書・その他添付書類の提出が必要です**

申請書は役場住民生活課で配布するほか、村のホームページからダウンロードできます。窓口・郵送どちらでも申請の受付が可能です。添付書類の詳細等については住民生活課(0194-34-2114)までお問い合わせください。

確認書・申請書の提出期限 **令和7年3月19日(水)** ※延長となる場合があります。

村が確認書・申請書を受領したあと、**1ヵ月程度**でご指定の口座に給付金を支給します。

※書類の不備・添付書類の不足や、口座情報が確認出来ない場合には、支給が遅れることがあります。

※審査の結果、支給の対象世帯に該当しないと判断した場合は「不支給通知書」をお送りいたします。

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、村や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)までご連絡ください。

## 申請・お問い合わせ

〒028-8407

岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143-1  
田野畑村役場 住民生活課 給付金担当

TEL: 0194-34-2114 (直通)

受付時間: 平日8:30~17:00